

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	名護市重度心身障害者(児)医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、名護市重度心身障害者(児)医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	名護市重度心身障害者(児)医療費助成に関する事務
②事務の概要	<p>名護市重度心身障害者(児)医療費助成は、重度心身障害者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用します。 受給資格の認定申請、変更届出、認定更新の審査に係る事務</p> <p><Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <ul style="list-style-type: none">・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行います。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となります。・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となります。
③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者(児)医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第2項・名護市個人番号の利用に関する条例第4条に規定する別表の1の項・番号法第19条第6号 (PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 福祉部 社会福祉課 障がい給付係
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市 福祉部 社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市 福祉部 社会福祉課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るお横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策が十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルの滅失・既存が万が一発生した場合に備え、適宜、システムのバックアップを保管している。 また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、破棄した記録を保存する。 以上から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月16日	I 1. ③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ	事後	軽微な記載修正
令和6年12月16日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項 名護市個人番号の利用に関する条例第4条別表の1の項	①番号法第9条第2項 ②名護市個人番号の利用に関する条例第4条に規定する別表の1の項	事後	軽微な記載修正
令和6年12月16日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第9条第2項、第19条第9号 名護市個人番号の利用に関する条例第4条別表の1の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	軽微な記載修正
令和6年12月16日	I 5. ①部署	名護市 福祉部 社会福祉課	名護市 福祉部 社会福祉課 障がい給付係	事後	軽微な記載修正
令和6年12月16日	II 1. いつ時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和6年12月12日時点	事後	時点修正
令和6年12月16日	II 2. いつ時点の計数か	令和6年5月31日時点	令和6年12月12日時点	事後	時点修正
令和6年12月16日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[] 接続しない(提供) <選択肢> 十分である	[○] 接続しない(提供) <選択肢> (空白)	事後	記載誤りによる修正
令和6年12月16日	IV 8. 人手を介在させる作業	(様式変更による新規項目)	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か <選択肢> = 十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るお横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策が十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式への移行に伴うもの
令和6年12月16日	IV 11. 最も優先度が高いと考えらえる対策	(様式変更による新規項目)	IV 11. 最も優先度が高いと考えらえる対策 最も優先度が高いと考えらえる対策 <選択肢> = 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 <選択肢> = 十分である 判断の根拠 特定個人情報ファイルの滅失・既存が万が一発生した場合に備え、適宜、システムのバックアップを保管している。 また、下記を徹底する運用としている。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚等に保管する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行う。 ・特定個人情報記録された書類等を廃棄する場合には、破棄した記録を保存する。 以上から、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式への移行に伴うもの
令和7年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	名護市重度心身障害者(児)医療費助成は、重度心身障害者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的とします。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用します。 受給資格の認定申請、変更届出、認定更新の審査に係る事務	名護市重度心身障害者(児)医療費助成は、重度心身障害者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障害者(児)の福祉の増進を図ることを目的とします。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に利用します。 受給資格の認定申請、変更届出、認定更新の審査に係る事務 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行います。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となります。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となります。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ	障害者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年10月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②名護市個人番号の利用に関する条例第4条に規定する別表の1の項	・番号法第9条第2項 ・名護市個人番号の利用に関する条例第4条に規定する別表の1の項 ・番号法第19条第6号 (PMHを利用する際の委託に伴う提供の根拠)	事前	
令和7年10月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年3月31日時点		時点修正
令和7年10月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年3月31日時点		時点修正
令和7年10月17日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事前	
令和7年10月17日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事前	